

2018年度 成年後見人養成研修募集要項

2018年度成年後見人養成研修（認定社会福祉士認証・認定機構による認定研修）を、下記の要領で開催いたします。兵庫県会所属会員の修了者は権利擁護センターばあとなあ兵庫成年後見人候補者名簿に登録することになります。（※別途名簿登録料が必要です）

1. **主催** 一般社団法人兵庫県社会福祉士会
2. **研修区分** 認定社会福祉士認証・認定機構による認証研修 認証番号：20150017
「分野専門（高齢）ソーシャルワーク機能別科目群 後見制度の活用（成年）2単位」
3. **研修目標** 成年後見人等として実務を担う社会福祉士（成年後見人等受任候補者）の養成を目的とする。
4. **開催日**
第1日目 2018年6月30日（土）9時30分～17時00分 ※全日程受付は9:15～
第2日目 2018年7月29日（日）9時30分～17時00分
第3日目 2018年9月2日（日）9時30分～17時00分
第4日目 2018年10月7日（日）9時30分～17時00分
第5日目 2018年11月4日（日）9時30分～17時00分 ※部屋は203利用予定
5. **会場** 兵庫県福祉センター1階101～103 所在地：神戸市中央区坂口通2-1-1
JR灘駅より徒歩約10分 阪急王子公園駅 徒歩約10分
6. **受講対象** 次の要件のすべてを満たす者
(1) 兵庫県社会福祉士会員。または、本会与契約を交わした都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士。
(2) 研修修了後成年後見人候補者名簿に登録し、受任できる者
(3) 兵庫県社会福祉士会会長が成年後見活動に資すると認める者、及び、本会与契約を交わした都道府県の会長が認める者
(4) カリキュラムの全課程を出席できる者
(5) 日本社会福祉士会の基礎研修Ⅰを受講済みである者、若しくは2011年度までの旧基礎研修を受講済みである者
(6) 2018年4月1日において70歳未満であること。（兵庫県会所属会員のみ）
7. **定員** 80名 ※なお、受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。
8. **受講費** 5万円（別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。）
※一旦、納入された受講費は、主催者の責による場合以外は返金いたしません。
9. **申込** 別紙1の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、兵庫県社会福祉士会の事務局に、郵便または、FAXにてお申込ください。（電話・E-mailでの申込は受け付けておりません）
◆申込先 兵庫県社会福祉士会事務局
◆申込期間 2018年4月15日（日）～27日（金） ※郵便は締切日に必着。FAXは締切日以内に必着。

- 9. 受講決定** 受講決定は、兵庫県社会福祉士会にて決定します。
定員より受講者申込者数が上回った場合は、同年度内にて第2回目の同一研修の開催を検討します。
- ※①4月1日現在にて第2回目研修開催を決定するものではありません。
- ※②第2回目研修を開催する場合
受講申込が60番以降の方は、2018年9月以降の平日に開催する同一研修に参加をいただきます。
- ※③第2回目研修を開催した場合でも、欠席授業の振替対応は行いません。また、参加受講日を決定以降、他日程研修への変更は不可とします。

10. 受講可否の連絡等

- ・受講可否は、5月中旬までに郵便にてご連絡します。
- ・受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。
- ・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

11. 修了要件

- 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。
- ・面接授業の出席が100%であること
 - ・事前課題を提出すること
 - ・修了評価で一定の水準を満たすこと
- ※本研修は、振替・再履修はありません。

12. 研修単位について

- (1) 公益社団法人日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、新生涯研修制度では専門課程の2単位となり、旧生涯研修制度では「専門分野別研修」となります。
- (2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。
- 認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）
- 単位数：2単位
- 認証番号：20150017
- 注：分野については、認定社会福祉士の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

13. カリキュラム

- (1) 講義・演習等：5日間29.5時間 (2) 事前課題：指定する7科目

| | |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 兵庫県社会福祉士会 事務局（担当 北野 和香子） |
| 連絡先 | 〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5F 兵庫県社会福祉士会 ぱあとなあ兵庫事務局 Tel : 078-222-8107 FAX : 078-265-1340 |

2018年度 成年後見人養成研修 カリキュラム

使用テキスト ①『権利擁護と成年後見実践』(メインテキスト) ②『後見六法』
③『専門職後見人と身上監護』 ④『成年後見実務マニュアル』

| | 科目 | 科目の目標 | 時間(分) | 形態 | 講師 | 使用テキスト | | | | 課題 |
|-------------------------|---|--|-------|----------|---------------|--------|---|---|---|----|
| | | | | | | ① | ② | ③ | ④ | |
| 1日目 6月 30日 (土) | 1 研修ガイダンス 09:30～10:00 | 1 研修の目的(=受任者養成)を確認する。 2 研修概要、スケジュール、事前課題とその取り扱い等を理解する。 3 受講における留意点及び修了要件を理解し、受講姿勢を明確にする。 | 30 | 講義 | ばあとなあ | ○ | ○ | | | |
| | 2 社会福祉士と成年後見 ～権利擁護の視点から 10:10～12:10 | 1 社会福祉士の専門性を活かした成年後見人等としての活動内容を理解する。 2 後見活動を行ううえで必要な権利擁護の視点や、行動規範としての倫理、最新動向を理解する。 | 120 | 講義 | ばあとなあ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 3 成年後見制度の解説 13:00～16:40 | 1 制度が成立した背景及び制度の趣旨と理念を理解する。 2 法定後見制度と任意後見制度の概要を理解する。 3 後見制度の周辺にある制度を理解する。 | 210 | 講義 | 弁護士 | ○ | ○ | ○ | | ● |
| 2日目 7月 29日 (日) | 4 社会福祉士会と 成年後見活動 9:30～10:30 | 1 権利擁護センターばあとなあ機能、組織について理解する。 2 都道府県社会士会ばあとなあの活動について理解する。 3 研修修了後の名簿登録、候補者紹介、受任、活動報告書の流れを理解する。 4 他団体の動きを理解する。 | 60 | 講義 | ばあとなあ | ○ | ○ | | | |
| | 5 成年後見活動のための 精神医学 10:40～12:10 | 1 後見制度における診断書、鑑定書について理解する。 2 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等を理解するために必要な医学的知識を習得する。 | 90 | 講義 | 医師 | ○ | ○ | | | |
| | 6 家庭裁判所の 実務の理解 13:00～14:30 | 1 家裁における後見担当部局の概要(裁判官、調査官、書記官それぞれの役割)を理解する。 2 家裁における家事審判手続きについて理解する。 | 90 | 講義 | 家庭裁判所書記官・調査官 | ○ | ○ | | | |
| | 7 演習1 (ばあとなあにおける 相談演習) 14:40～16:40 | 1 ばあとなあにおける相談の実際について、事例を検討しながら理解を深める。 2 事例を通して成年後見制度等の特徴を理解する。 | 120 | 演習 | ばあとなあ | ○ | ○ | | ○ | ● |
| 3日目 9月 29日 (日) | 8 財産法の基礎 9:30～12:00 | 成年後見人等として活動する際に必要な財産法の基礎的知識を習得する。 | 150 | 講義 | 弁護士 | ○ | ○ | | | ● |
| | 9 財産管理のための 知識 13:00～15:00 | 1 成年後見活動に必要な財産管理の基本的事項を理解する。 2 財産管理に必要な具体的方法に関する知識を習得する。 | 120 | 講義 | 司法書士 | ○ | ○ | | ○ | |
| | 10 後見事務の実際1 15:10～16:40 | 財産管理の知識を具体的活動事例を通して理解する。 | 90 | 報告 解説 | ばあとなあ 司法書士 | ○ | ○ | | ○ | |
| 4日目 10月 7日 (日) | 11 家族法の基礎 9:30～12:00 | 1 成年後見人等として実際に活動する際に必要な親族法の基礎知識を習得する。 2 成年後見人等として実際に活動する際に必要な相続法の基礎知識を習得する。 | 150 | 講義 | 弁護士 | ○ | ○ | | | ● |
| | 12 身上監護のための 知識 13:00～15:00 | 1 身上監護を行ううえで、ふまえておくべき考え方を理解する。 2 身上監護とされる項目を習得する。 3 後見活動上の留意点に配慮できるようになる。 4 権利侵害に対抗する手続きを理解する。 | 120 | 講義 | ばあとなあ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 13 後見事務の実際2 15:10～16:40 | 身上監護の知識を具体的活動事例を通して理解する。 | 90 | 報告 解説 | ばあとなあ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 5日目 11月 4日 (日) | 14 演習2 (初回報告のための 演習) 9:30～12:00 | 1 成年後見人として1ヶ月以内に行う事務について、事例を検討しながら理解を深める。 2 成年後見人として受任直後に行う財産の調査及び目録の作成事務について、事例を検討しながら理解を深める。 | 150 | 演習 | ばあとなあ | ○ | ○ | | ○ | ● |
| | 15 演習3 (後見計画策定演習) 13:00～15:00 | 1 事例にもとづいて検討することで、後見業務について理解を深める。 2 今後1年くらいに想定される後見事務を中心に実際に後見計画を策定し、後見業務の見直しをたてる。 | 120 | 演習 | ばあとなあ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● |
| | 16 今後の後見活動に ついて(修了評価) 15:10～16:40 | 1 研修を振り返り、本研修修了後名簿登録し、後見人として活動していくことを共有する。 | 90 | | ばあとなあ | ○ | ○ | | | ● |

2018年度成年後見人養成研修（認証研修） 受講申込書

下記の通り、受講を申し込みます。

| | | |
|--|--|--------|
| 所属都道府県 社会福祉士会名 | | |
| (ふりがな) 申込者氏名 | | |
| 自宅住所 | 〒 _____ | |
| 自宅電話・携帯電話 | | |
| 連絡先FAX番号 (ある場合) | | |
| 社会福祉士 登録番号 | ※社会福祉士登録証に記載されている登録番号を記載ください。 | |
| 受講要件の確認 ※□に■(チェック) を入れてください。 ※要件の全てを満たす 必要があります。 | <input type="checkbox"/> 会員番号 ※会員番号を記載ください。 | ※受講要件1 |
| | <input type="checkbox"/> 研修修了後、権利擁護センターぱあとなあに名簿登録し、 受任できる | ※受講要件2 |
| | <input type="checkbox"/> カリキュラムの全課程を出席できる | ※受講要件4 |
| | *いずれかにチェックの上、修了年度を記載ください。 <input type="checkbox"/> 基礎研修Ⅰを受講済み(修了年度: _____ 年度) <input type="checkbox"/> 旧基礎研修を受講済み(修了年度: _____ 年度) ※基礎研修Ⅰの受講証のコピーを添付のこと | ※受講要件5 |
| | <input type="checkbox"/> 2018年4月1日時点で70歳未満の者 (兵庫県のみ) | ※受講要件6 |
| | ※受講に関して特に配慮が必要な場合は具体的な内容を記入ください | |
| その他 | | |

- 【申込方法】** 必要事項をご記入のうえ、兵庫県都道府県社会福祉士会の事務局まで郵便またはFAXにてお申込ください。(電話・E-mailでの申込は受け付けておりません)
- 【申込先】** 兵庫県社会福祉士会事務局
- 【申込期間】** 4月15日(日)~4月27日(金) ※郵便での申込は締切日必着。FAXでの申込も締切日必着。